

報告第3号

中条町・黒川村任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、中条町・黒川村任意合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関すること
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 中条町の助役、収入役、教育長、総務課長、財政課長、議会事務局長
- (2) 黒川村の助役、収入役、教育長、総務課長、企画財政課長、議会事務局長

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名

2 役員は、幹事の互選により定める。

(役員の仕事)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。